誓　約　書

※

年　　月　　日

学校法人専修大学理事長　殿
石　巻　専　修　大　学　長　殿

私は、石巻専修大学に在学中、貴学の教育方針、学則及び諸規定を遵守し、学生の本分を尽くすことを誓約し、学則及び諸規定が民法第548条の4により変更される場合のあることを承諾いたします。

学部・学科	学部　　学科	受験番号	
フリガナ			㊞
学生氏名	年　　月　　日生		

私は、上記学生が貴学に在学中、上記学生が貴法人に対し負担する次の債務について、別添記載の在籍学部・学科の学費相当額を上限に連帯保証するものとし、本書をもって貴法人との保証契約の成立を証するものとします。

i　授業料、施設費及び教育充実費並びに遅延損害金
ii　奨学金の返還及びその遅延損害金
iii　貴法人に損害を与えた場合の損害賠償金及びその遅延損害金

フリガナ		㊞	学生との続柄
保証人 氏名	年　　月　　日生		
保証人 現住所	〒		
	電話番号		
緊急時 連絡先	〒		
	電話番号		

○保証人は、原則として父母のいずれかとしますが、これに代わる場合は、学生在学中の一切の責任を負える、独立の生計を営む成年者としてください。
○学生及び保証人者の印鑑は、それぞれ本人のものを使用してください。
○緊急連絡先は、学生および保証人現住所以外で電話連絡の取れる所を記入してください。（保証人携帯電話番号でも可とする）
○※欄は、記入しないでください。

【学費相当額】（単位：円）

学部	学科	学費相当額
理工学部	生物科学科、創造工学科	1,581,000
経営学部	経営学科	1,203,000
人間学部	人間文化学科	1,273,000
	人間教育学科	1,303,000

【民法】

（定型約款の場合）

第548条の2　定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（定型約款の変更）

第548条の4　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有（1）　石川博康「契約改訂規範としての定型約款変更法理の特質とその理論的定位」現代消費者法39 号（2018年）30頁および同所掲の文献を参照。―60―無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2　　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3　第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4　第５４８条の２第２項の規定は、第１項の規定による定型約款の変更については、適用しない。